

重要鑛物增產法案特別委員會議事速記錄第六號

第七十三回
帝國議會
貴族院
昭和十三年三月十六日(水曜日)午前十二時二十四分開會
重要鑄物投

ア主タル點デゴザイマス、其ノ他ハ……大體手續ニ當ルコトヲ規定スル積リデアリマ

○男爵杉溪由言君
ルノデアリマス
斯ウ云フ場合ニハデス、

業上極メテ重要ナ石油ノ増産ヲ圖ラレルコトハ誠ニ私結構ナコトト存ジマスガ、衆議院ニ於ケル議員ノ質問ニ對シマシテ、政府

○委員長(伯爵副島道正君) 前回ニ續イテ質問ノアル方ハ此ノ際御質問
ヲ願ヒマス 開會致シマス、

○男爵杉溪由言君 サウ致シマスト、或會社へ試掘助成金ヲオヤリニナッテ、其ノ會社

少シ會社ノ業績トカ何カラ御考ニナツテ納付金ノ率ヲ少クシテヤルトカ何トカト云フ
御考慮ハナイノデゴザイマセウカ

院ニ於ケル議員ノ質問ニ對シマシテ、政
ハ此ノ計畫ハ全國ニ於ケル油田トシテ有望
ナ箇所ガ先ヅ大體ハ八十三箇所バカリアル

○男爵杉溪由言君 納付金制度ノコトデアリマスガ、此ノ第三條ノ中ニ「命令ノ定ムル所ニ依リ採油開始後五年間毎年採油價額

ガ其ノ試掘助成金ニ依ツテ 試掘シタモノカラ
利益ガ上ツタ場合ニハ無論百分ノ二以内ニ相
當スル金額ヲ御命令ノ定メラレタ範圍内ニ

○政府委員(竹内可吉君)　此ノ法律ノ趣旨
ガ政府デ多クノ收入ヲ別段豫想シテ居ル譯
デゴザイマセヌデ、目的ハ油田ノ開發ニア

ガ、之ヲ十三年度カラ五年間ニ二百四十四本ノ試掘ヲヤツテ見タイト思フ、其ノ中十三年
度ニハ取敢ズ三十五本ノ井ヲ試掘シタイト

ノ百分ノ二以内ニ相當スル金額ヲ納付セシ
ムルコトヲ得」斯ウ書イテゴザイマスガ、
此ノ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フ、其ノ
命令ハドウ云フ御命令ヲ御定メニナリマス
カ、其ノ内容ヲ承リタイト思ヒマス

於テ納付スルト云 フコトハ決テ居リマセ
ウガ、若シ其ノ會社ガ其ノ助成金ヲ戴イタ
鑛區ニ付テハ利益ハ上リマセウガ、外ノ鑛
區等ガ利益ガナク、マア會社全體カラ見マ
シテ業績ガ餘リ振ハナイ會社ニ對シテ、單ニ

ルノデアリマスガ、大體此ノ油田ガ政府ノ
助成ニ依リマシテ開發セラレタル場合ニハ
而モソレガ三分ノ二以上ノ補助ヲマア致シ
マスモノデアリマシテ、相當ナ油ガ出ル、
斯ウ云フコトデアリマスレバ、所謂予公平

思フ、斯ウ御答ニナツテ居ラレマスガ、是等ハ全部民間會社ノ所有スル箇所デアリ、又之ニ對スル助成金千數百萬圓モ全部民間會社ヲ助成スルモノト思ヒマスガ、之ニ對シテ政府ノ御考ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(竹内可吉君)　此ノ命令ニ於キ
マシテハ、主トシテ此ノ納付金ノ率ヲ命令

其ノ鑛區ダケニ付テ利益ガ上レバ矢張リ百
分ノ二以内ヲ納メサスノデゴザイマセウカ

ノ觀念ト申シマスカ、其ノ意味デ政府ノ負擔ヲ多少ナリトモ輕減スル、斯ウ云フ趣旨

○政府委員(竹内可吉君)　ザイマス　御尋ノ通リデゴ

デ定メテ置キタイト思フノデゴザイマス、
此ノ法律デハ百分ノ二以内トナッテ居リマ
スノデ、例ヘバ試掘費ノ全額ニ相當スル金
額ヲ交付ヲ致シマシタ場合トカ、或ハ又試
掘費ノ三分ノ二ニ相當スル金額ヲ交付致シ
マシタ場合トカ、或ハ試掘助成金ノ交付ヲ
受ケナイ場合モアルノデアリマスノデ、サ
ウ云フヤウナ場合ハ區別シマシテ率ヲ決メ
ナケレバナラヌト思ツテ居リマス、ソレガム

○政府委員(竹内可吉君)　此ノ規定ハ一ツ
ノ油田ヲ單位ニシテ考ヘテ居リマスノデ、
極端ニ申シマスレバ、外ノ方面デ……少シ
モ利益ガナ、缺損ガアルト云フヤウナ場
合ニ於キマシテモ助成金ヲ受ケテ開發サレ
マシタ油田ガ經濟的ニ稼行シ得ルト云フ
モノデアリマシタ場合ニハ、其ノ採油額
ノ……、其ノ油田カラ採油シマスル額ノ三
分ノ二以内ヲ助成スル、斯ウ云フコトニナ

ニ過ギナインデアリマス、従ッテ其ノ率ヲ定
メマス際ニハ、是ガ業者ノ負擔ニナラナイ
ヤウニ、過重ナ負擔ニナラナイヤウニスル
ト云フコトヘ、是ヘ運用上十分氣ヲ付ケテ
ヤル積リデゴザイマス

○男爵杉溪由言君 一體民間會社ノ所有ス
ル油田ト云フモノハデスネ、日本ノ全體力
ラ見マスト大シテ多クハナイト私ハ思ヒマ
ス、政府ハ既ニ帝國燃料興業株式會社ヲ作
ラレマシテ、是ガ昭和十一年迄ニハ其ノ時
ノ需給ノ推算カラ申シマシテ約半分ダケハ
石炭液化ナリ、或ハ低溫乾溜ナリ、其ノ他
ノ方法デ液體燃料ヲ造ラレルト云フコトデ
ゴザイマスガ、此ノ石油ノ需要ト云フモノ

ハ年々三十五萬「トン」近ク增加スルトシテ
モ、五年後ニハ約百七十五萬「トン」增加ス
ルコトニナツテ、何等國策上少シモ用ヲ爲サ
ナイヤウニナルノデハナイカ、ソレデアリ
マスカラ石炭液化或ハ低溫乾溜ハソレトシ
テ大イニ造ラレルコトハ結構ト思ヒマスガ、
私ハ一方民間會社ノ油田ニ限ラズ、來年度
カラ大藏省トモ能ク御相談ニナリマシテ相
當ノ經費ノ増額ヲセラレ、人員ヲ増加シテ、
日本全體ノ地質調査ト云フモノヲ一ツ爲サ
レテ、今一段積極的ノ增産計畫ヲ爲サル御
意思ハナイノデゴザイマセウカ

ト申シマスカ、學說ト申シマスカ、ソレ以
外ニ從來他ノ學說ガアルヤウニ私ハ聞イテ
居リマスガ、政府ハサウ云フ學說ノ方モ御
採リニナリマシテ、各種ノ鑛區ノ御調査ハ
ナサラナイデゴザイマセウカ、例ノ雄物川
鑛區ト云フモノガ大分此ノ頃出テ居ルト云
フコトヲ私聞イテ居リマスガ、雄物川鑛區
ニ依ル學說ノ方ノ御考ハドウデゴザイマセ
ウカ

答ガアリマシタガ、是ハ失禮デアリマスル
ガ、大臣ノ御考達ヒデアッテ、此ノ二品ノ輸
入額ハ國別トシテ昨年末ノ貿易年表ニハツキ
ハ考ヘテ見マスルトドウモ政府ニ於テ、歐
羅巴ノ或國ガ現ニ行ツテ居ルヤウニ、是等國
防ト直接ノ關係ノナイ原料品ニ付テモ、今
後追々ト需給關係ヲ國民ニ祕スルト云フ方
針ヲ御採リニナルノデハナイカト云フ懸念
ヲ懷クノアリマス、殊ニ大臣ハ私ノ外國
依存ニ關スル質問ニ對シテ、極メテ懇切率
直ニ御答下サイマシタ中ニ、國防經濟ガ完
成スレバ貿易ガ減ルモノデアルトカ、又戰
時經濟平時經濟ノ一致スル時代ガ來レバ、
外國貿易ト云フモノハ左迄重要ナル意味ヲ
持タザルコトニナルダラウト云フヤウナ御
話モアツタノデゴザイマス、私ハ決シテ片
言隻語ヲ捉ヘテ議論スルト云フ考ハ毛頭ゴ
ザイマセヌ、段々政府ノ執ラレテ居ル
經濟政策ナルモノヲ色々ナ方面カラ檢討シ
テ見マスルニ、資源ノ至ツテ乏シイ所ノ我ガ
特殊ノ國情カラシテ、國際的經濟協力ト云
フモノガ必要デアルニ拘ラズ、其ノ點ヲ何
トナク輕ク御覽ニナツテ居ルヤウナ傾基ガ
アルヤウニ私ハ心配スルノデアリマス、政
府ハ現下ノ時局ニ際シテ特ニ產業ノ擴充、

○國務大臣（吉野信次君）　先日ノ私ノ何ハ
少シ或ハ理想ト申シマスカ、先ノ方ニ言ヒ
過ギタ嫌ガアルト思ヒマス、ソレデサウ云
フ御質問ガ出タダラウト思ヒマスガ、先日
モチヨット申上ゲマシタ通リ私ハ其ノ時ニ
モ理想ト云フヨリハ或ハ空想カモ知レヌト
云フ、空想ト云フ言葉ヲ使ツタ積リデゴザ
イマス、ソレハソレトシテ現下ノ状勢ニ於
キマシテハ、矢張リ貿易ト云フモノハ非常
ニ大事デアル、ソレデ出来ルダケ産業ノ關
係ト致シマシテハ國際的ニ有無相通ズルト
云フ、自由通商ノ是ハ多分ニ眞理ヲ持ッテ居
リマスカラ、サウ云フ風ニヤツテ參りタイ、
唯特殊ノモノニ付キマシテ、ドウシテモ國
防ノ見地カラ少シ位無理ヲ致シマシテモ、
矢張リ國內、或ハ日本ノ經濟圈内ニ自給自
足ヲシナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ數
ハ少イノデゴザイマスガ、サウ云フ重要ナ
モノニ付キマシテハ自然今申シマシタヤウ
ナ、自給自足ノ經濟主義ト云フコトヲ採ル

コトモ已ムヲ得ナイ、斯ウ云フ趣意デゴザ

イマス

○出淵勝次君 私ノ質問ハ是デ終リト致シ

マス

○委員長(伯爵副島道正君) 外ニ御質問ハ

ゴザイマセヌカ、御質問が別ニナケレバ討

論ニ入ル筈デゴザイマスルケレドモ、先日

出淵君カラ私ニ意見ヲ述べルヤウニト云フ

ヤウナ御話ガゴザリマシタガ、少シ長時間

ヲ要スルコトガアラウト思ヒマスカラ、今

日時間モアリマセヌノデ、御異議ガナケレ

バ明日午後一時半カラ開會スルコトニ致シ

タイト思ヒマス

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○子爵立花種忠君 私ハ少シ質疑ガアルノ
デアリマスケレドモ、チヨット整理ヲ要スル
コトモゴザイマスノデ今日ハ保留シテ置キ
マス

○委員長(伯爵副島道正君) ソレデハ今日
ハ是デ散會致シマス

午前十一時四十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵副島 道正君

副委員長 男爵松田 正之君

委員

侯爵四條 隆愛君

子爵立花 種忠君

出淵 勝次君

男爵杉溪 由言君

堀 啓次郎君

久恒 貞雄君

絲原武太郎君

小野 耕一君

男爵水谷川忠麿君

國務大臣

商工大臣 吉野 信次君

政府委員 燃料局長官 竹内 可吉君

昭和十三年三月十七日印刷

昭和十三年三月十八日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局